

令和3年 春の全国交通安全運動

運動の目的 新入学児童等に対する交通安全指導の重要性や、高齢者が関係する交通事故の多発等、現下の交通事故情勢に対処するため、県民一人ひとりに交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故防止の徹底を図る。

期間 4月6日(火)～4月15日(木)

スローガン 急いでも 見逃さないで 小さな手

- 運動の重点**
- (1) 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
 - (2) 自転車の安全利用の推進
 - (3) 歩行者等の保護を始めとする安全運転意識の向上



主唱 茨城県交通対策協議会

令和元年度 交通安全ポスター作品コンクール
最優秀賞(茨城県教育委員会教育長賞)
守谷市立御所ヶ丘小学校(当時)3年
白井 汰郎 さんの作品

●子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保



入学や進級を迎える4月以降、全国的に小学生の歩行中・自転車乗用中の交通事故が増加する傾向にあります。また、昨年の県内での交通事故死者数84人のうち高齢者の死者数は52人で、全体の約6割を占めています。中でも歩行中に亡くなった方は27人で、高齢者の状態別では5割を超えます。

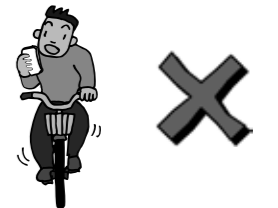
- ・道路を横断するときは、横断歩道を渡りましょう。
- ・信号機のあるところでは、その信号に従いましょう。
- ・夜間は、明るい目立つ色の衣服を着用したり、靴や鞆などに反射材を付けたりするようにしましょう。

●自転車の安全利用の推進

自転車は身近な交通手段である一方、自転車側に法令違反がある重大な交通事故も発生しています。昨年の県内での自転車に関係した交通事故による死者数は12人で全死者数84人の約14.3%を占めます。

- ・自転車は、道路交通法で自動車と同じ「車両」に分類されます。交通ルールとマナーを守って、安全で快適な自転車利用に努めましょう。
- ・自転車乗用中の傘差し、スマートフォン、イヤホン使用などの「ながら運転」は重大事故につながる大変危険な行為です。絶対に止めましょう。
- ・万が一の事態に備えて、損害賠償に対応できる保険に加入しましょう。

自転車と歩行者が衝突した事故で賠償命令が出る場合もあれば



約9500万円

平成25(2013)年、神戸地裁
夜間、坂道を下ってきた男児小学生の自転車が、歩行中の女性(60歳代)と衝突、女性は意識不明となった。

※茨城県交通安全条例改正により、自転車保険への加入が努力義務。(令和元年6月施行)

●歩行者等の保護を始めとする安全運転意識の向上

- ・横断歩道は歩行者優先です。ドライバーの方は、横断歩道を横断しようとする歩行者がいる時は必ず一時停止しなければなりません。
※これは、法令に基づく義務です。違反すると取締りの対象になります。
- ・ドライバーの方は、子供や高齢者のそばを通る場合は、急な横断等に備え、十分に速度を落とすなど、思いやりのある運転を心がけましょう。
- ・運転中のスマートフォン使用等の「ながら運転」は重大事故につながる危険な行為です。絶対にやめましょう。また、罰則も強化されています。
- ・歩行者の方は、道路を横断する時は、必ず止まって安全を確認し、無理な横断はやめましょう。
- ・普段通り慣れた道路でも、目視により確実に車や歩行者の接近を確認しましょう。また、オートマチック車では、アクセルとブレーキを踏み間違えないように注意しましょう。
- ・高齢者運転の方は、運転適性診断や認定教育を受けるなどして、身体機能の変化等を確認しておきましょう。
- ・身体機能の変化により安全な運転に不安を感じたドライバーの方は、運転免許証の自主返納も含めて、家庭内でよく話し合しましょう。